



参考資料 4 - 2

府 食 第 1 4 3 号

平成 2 6 年 2 月 1 7 日

農林水産大臣

林 芳正 殿

食品安全委員会

委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成 2 6 年 2 月 1 3 日 付 け 2 5 消 安 第 5 3 2 7 号（以下「通知」という。）により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

今回の見直しは、牛の部位（通知別紙の 2 の牛の特定部位等を除く。）を原料とする肥料を利用するにあたり導入する管理措置について、摂食防止材や化学肥料等との混合を要する肥料の例外として明記していなかった、蒸製又はアルカリ処理したものを加えることである。この見直しに伴って、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提としたこれまでの評価結果が変わるものではない。

したがって、本事項については、食品安全基本法（平成 1 5 年法律第 4 8 号）第 1 1 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。